# 鳥取市もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、鳥取市もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和４２年鳥取市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う６次産業化や農商工連携による取組みを支援することにより、元気な農林漁業者を育成し、本市の農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助対象事業）

第３条　本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成２７年３月３０日付け第２０１４００２００７３２号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）第３条第１項第２号に規定する事業であって、別表１第１欄に掲げるものとする。

２　補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成２３年１２月鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

（補助対象事業者）

第４条　本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業を行う別表１第２欄に掲げる者とする。

（補助金の交付）

第５条　本補助金は、別表１第３欄に掲げる補助対象経費の額から消費税及び地方消費税を除いた額に同表第４欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（１円未満の端数については、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

２　単年度における認定プラン（もうかる６次化・農商工連携支援事業実施要領（平成２７年３月３０日付第２０１４００２００７３２号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき鳥取県の認定を受けたプランをいう。以下同じ。）１件あたりの補助対象事業に係る本補助金の合計額は、別表１第２欄に掲げる補助対象事業者の区分ごとに同表第５欄に掲げる額以下とする。ただし、市長が特別に認めるものについては、この限りでない。

３　第１項の規定にかかわらず、別表２第２欄に掲げる事業区分にかかる同表第１欄の要件のいずれかに該当する事業については、別表１第３欄の補助対象経費に別表２第３欄に掲げる補助率を乗じて得た額（１円未満の端数については、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。この場合において、別表１第２欄に掲げる補助事業対象者の区分ごとの単年度における補助対象事業に係る本補助金の合計額は、同表第５欄に掲げる補助上限額に、別表２第３欄に掲げる事業区分が６次産業型であるものには３分の４、農商工連携型であるものには２分の３を乗じた額以下とする。

４　第１項の規定にかかわらず、とっとり発！６次産業化総合支援事業実施要領（平成２３年６月２７日付第２０１１０００４９０６８号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定されたプラン（以下、「とっとり発！６次産業化プラン」という。）で、かつ、とっとり発！６次産業化プランの期間が終了していない場合は、鳥取市とっとり発！６次産業化総合支援事業費補助金交付要綱（平成２３年８月２６日施行）の第５条の規定に基づき、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第６条　規則第４条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、様式第１号によるものとする。

２　前条第３項及び第４項の規定に該当する者は、前項に定めるもののほか、規則第４条第４号に規定する書類として実施要領に基づく計画承認通知の写し及び計画書を添付しなければならない。

（着手届を要しない場合）

第７条　規則第１０条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同項第１号又は第２号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第８条　規則第９条第１項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

（実績報告）

第９条　本補助金の実績報告は、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の４月１０日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

２　規則第１２条の実績報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に規定する書類は、様式第２号によるものとする。

（財産の処分制限）

第１０条　規則第１６条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

２　規則第１６条第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具

（２）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（補助金の返還等）

第１１条　本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち第５条第３項に基づく交付を受けたものが、別表２第４欄に該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、交付された本補助金の額に３分の１を乗じた額を上限に、規則第１３条第１項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第１４条第１項により本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）別表２第１欄に掲げる（１）又は（２）の要件について、退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ、退職した日の翌日から起算して２か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合

ア　独立就農、他の法人等での就業、雇用者若しくは研修生の死去・疾病等又は雇用者若しくは研修生の自己都合による退職

イ　労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合

（２）天災等、雇用主の責めに帰さないやむを得ない事情により同表第１欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合

（３）その他市長が特に認めた場合

（収益納付）

第１２条　補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から５日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（利用状況等の報告）

第１３条　補助事業者は、補助対象事業により導入した機械等の利用状況等について、実施要領別記様式２によって市長が別に定めるところにより報告するものとする。

２　前項の報告は、認定プランの期間の最終日の属する年度の翌年度まで行うものとする。ただし、当該認定プランの目標に対する実績が７割に満たない場合は、補助対象事業により導入した機械等の耐用年数まで報告の期間を延長するものとする。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月３０日から施行し、平成２７年度の補助事業から適用する。

別表１（第３条、第４条、第５条関係）

<table>
<tr><th>１　補助対象事業</th><th>２　補助対象事業者</th><th>３　補助対象経費</th><th>４　補助率</th><th>５　補助額上限</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">６次産業型</td><td>農林漁業者</td><td rowspan="3">６次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械の整備（３０千円以上のものに限る。）等に要する経費<br>※畜産分野、水産分野等の生産に必要な機器等及び新たな有機ＪＡＳ認定の取得又は有機ＪＡＳ既認定事業者が認定を維持することに関するものは含まない。</td><td rowspan="3">１／２</td><td>４，５００千円</td><td rowspan="6">工事費及び委託費については、県内事業者が施行又は実施したもの（やむを得ない事情により県内事業者への発注が困難であるとあらかじめ市が認めた場合を含む。）に限り、補助対象経費とする。</td></tr>
<tr><td>農林水産業を営む法人</td><td>１０，５００千円</td></tr>
<tr><td>任意組織（規約を有すること。）<br>農漁協</td><td>受益者１人あたり<br>４，５００千円<br>上限４５，０００千円</td></tr>
<tr><td>農商工連携型</td><td>食品加工業者等</td><td>農林漁業者（団体を含む。）と連携した取り組みに必要な施設・機械の整備（３０千円以上のものに限る。）に要する経費</td><td>１／３</td><td>１０，０００千円</td></tr>
</table>

別表２（第５条、第１１条関係）

<table>
<tr><th>１　嵩上げ要件</th><th>２　対象となる事業区分</th><th>３　嵩上げ後の補助率</th><th>４　届出</th></tr>
<tr><td>（１）プラン認定年度以降に雇用期間の定めのない雇用者（以下「正規雇用者」という。）が１名以上増加しており、かつ、雇用開始年度から３年以内に支援事業を実施する場合。なお、正規雇用者は、１週間の所定労働時間が３０時間以上で、原則過去に事業実施主体と雇用関係のない者であること。</td><td>６次産業型</td><td rowspan="2">２／３</td><td>第１欄（１）にかかる雇用者が５年以内に退職した場合</td></tr>
<tr><td>（２）平成２４年度から２６年度に新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成２４年４月６日付２３経営第３５４３号農林水産事務次官依命通知。以下、「支援要綱」という。）別記２又は鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業実施要領（平成２１年３月５日付第２００８００１８８０４６号鳥取県農林水産部長通知。以下「支援要領」という。）別記１の事業を開始し、この事業実施期間中（なお、平成２４年度、２５年度開始事業のうち支援要領別記１に基づく３年目以降の研修実施計画書の承認を受けた場合は、計画承認を受けた期間の開始から２年間とする。）に支援事業を実施する場合。</td><td>６次産業型</td><td>支援要綱及び支援要領に基づく事業を中止又は最初の支援事業実施年度から５年以内に研修生が退職した場合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（３）プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合</td><td>６次産業型</td><td>２／３</td><td rowspan="2">プランの期間内に認証等を取得できない場合</td></tr>
<tr><td>農商工連携型</td><td>１／２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（４）事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を県内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合<br>ア　事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「のりかえ加工品」という。）の県内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。<br>イ　整備する機械施設等は、のりかえ加工品の製造に必要最小限な能力とすること。</td><td>６次産業型</td><td>２／３</td><td rowspan="2">プラン終了年度の翌年度に第１欄（４）の要件を満たせない場合</td></tr>
<tr><td>農商工連携型</td><td>１／２</td></tr>
</table>

様式第１号（第６条関係）

平成　年度鳥取市もうかる６次化・農商工連携支援事業計画書

１　プラン名
（事業区分　　）

２　事業実施主体名

３　事業実施方針

４　事業の内容

| 種　目・項　目 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | |
| | | 合　計 | 円 | |

（１）種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。
（２）事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙１に融資の内容を記載して添付すること。

５　事業費の内訳

| 事業種目 | 事 業 費 | 内　訳 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 市補助金 | その他 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | |

6　嵩上げの内容等

| 要綱別表２の第１欄の区分 | 内容 |
|---|---|
| （１）新規雇用 | 雇用人数（　　）<br>雇用開始（見込み）時期（　　） |
| （２）「農」の雇用 | 雇用人数（　　）<br>雇用開始時期（　　） |
| （３）海外認証 | 認証制度名（　　）<br>認証取得見込時期（　　） |
| （４）県外加工から県内加工への「のりかえ」 | のりかえ対象製品名（　　）<br>のりかえ達成見込時期（　　） |

7　収支予算
（１）収入の部

| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| 市補助金<br>そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 | 県費　円<br>市費　円 |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

（２）支出の部

| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

8　事業完了予定年月日

9　県内業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由
（県内業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

１０　他の補助金の活用

（１）活用の有無　（　有　・　無　）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに〇をすること。

（２）活用補助金の概要

※活用がある場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名および連絡先）を記載すること。

（３）その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後尾、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

１１　添付資料等

（１）「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し（農林水産業を営む法人、任意組織、農漁協等の場合）

（２）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

（３）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断される資料

（４）特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。

選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能が自らの農業経営になぜ必要なのかを記入すること。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

（５）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番のわかる資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料

（６）農林漁業者との連携による食品加工に取り組む場合は、締結した契約書の写し

（７）要綱別表２の第１欄（１）を満たし要綱第５条に基づき本補助金の交付を受ける事業で既に雇用済みの場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、正規雇用者の雇用状況が確認できる資料

（８）要綱別表２の第１欄（２）を満たし要綱第５条に基づき本補助金の交付を受ける事業については、支援要綱における研修実施計画の承認通知書の写し又は支援要領における研修実施計画承認通知書の写し

別紙１

| 種　　目・項　　目 | 本補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 金融機関名 | 融資名<br>（制度・その他） | 融資を受けようとする金額 | 償還年数 | その他 |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第２号（第９条関係）

平成　年度鳥取市もうかる６次化・農商工連携支援事業報告書

１　プラン名
（事業区分　　）

２　事業実施主体名

３　事業実施方針

４　事業の内容

| 種　目・項　目 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | |
| | | 合　計 | 円 | |

（１）種目・項目欄には、本事業により導入した機械・施設等の名称を上段に記載し、下段に仕様・形式を括弧書きで記載すること。
（２）事業計画書において、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合にあって、別紙１に記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙２に融資の内容を記載して添付すること。

５　事業費の内訳

| 事業種目 | 事 業 費 | 内　訳 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 市補助金 | その他 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | |

6　嵩上げの内容等

| 要綱別表２の第１欄の区分 | 内容 |
|---|---|
| （１）新規雇用 | 雇用人数（　　）<br>雇用開始（見込み）時期（　　） |
| （２）「農」の雇用 | 雇用人数（　　）<br>雇用開始時期（　　） |
| （３）海外認証 | 認証制度名（　　）<br>認証取得見込時期（　　） |
| （４）県外加工から県内加工への「のりかえ」 | のりかえ対象製品名（　　）<br>のりかえ達成見込時期（　　） |

7　収支決算
（１）収入の部

| 区　　分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| 市補助金<br>そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 | 県費　円<br>市費　円 |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

（２）支出の部

| 区　　分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 合　計 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

8　事業完了年月日

9　添付資料等
（１）事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）
（２）施設を建設する場合で設置場所の変更をしたときは、建設地の地目・地番のわかる資料、農地・建築等に関する連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料
（３）施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要なときは、許可証の写し

等の手続がわかる資料。雇用保険被保険者

（４）要綱別表２の第１欄（１）を満たし要綱第５条に基づき本補助金の交付を受ける事業については、資格所得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、新規の雇用状況が確認できる資料。

※事業計画書に添付した場合は不要

別紙２

| 種　　目・項　　目 | 本補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 金融機関名 | 融資名<br>（制度・その他） | 融資を受けた金額 | 償還年数 | その他 |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |
| | | | 円 | 年 | |

※記入欄は、必要に応じて追加すること。